

(別紙)



消 防 第 2 0 3 8 号
平 成 2 0 年 9 月 1 2 日

中国電力株式会社

代表取締役社長 山 下 隆 様

島 根 県 総 務 部 長
(消 防 防 災 課)

島根原子力発電所に係る不適切事案の再発防止対策の確認結果について

平成19年4月27日付け消防第1240号の当県からの申し入れに基づき、貴社から平成19年5月21日に「原子力発電設備に関する再発防止行動計画」の報告があり、また、定期的にその実施状況について報告がありました。

島根県においては、貴社からの定期報告に対し、松江市と合同で中国電力株式会社本社及び島根原子力発電所において4回にわたり立入調査を実施し、再発防止対策の実施状況について確認してきました。

その結果、再発防止対策については、「原子力発電設備に関する再発防止行動計画」にそって着実に実施されていること、また、一部を除いてその仕組み作りが終わって実施段階に入っており、平成20年度も継続して取り組む再発防止対策については具体的な行動計画が策定されていることを確認しました。

については、国の「特別な保安検査」が終了していること、また、立入調査等により再発防止対策が行動計画どおりに着実に実施されていることが確認できたことから、今後の再発防止対策の定着状況及び平成20年度の継続施策の実施状況の確認は、安全協定第8条第1項第7号（品質保証活動の実施状況）」に基づいて報告を受けて行うこととします。

※添付資料

「島根原子力発電所に係る不適切事案の再発防止対策の確認結果について」

島根原子力発電所に係る不適切事案の再発防止対策の確認結果について

1. 今までの経緯

- (1) 中国電力(株)の俣野川発電所土用ダム測定値の改ざんを発端として、原子力安全・保安院から全電力会社に対して指示された発電設備の総点検により、島根原子力発電所において 29 事案の不適切事案が判明した。(H19 年 3 月 30 日中電から報告)
- (2) 島根県は中国電力(株)に対し、発電設備の総点検に係る不適切事案の再発防止対策について、「具体的な行動計画を策定し、報告すること」、「定期的に進捗状況を報告すること」等を申し入れた。(H19 年 4 月 27 日)
- (3) 上記申し入れに基づき、中国電力(株)から「再発防止対策の具体的な行動計画」(以下「行動計画」という。: 別表参照) の報告を受けた。(H19 年 5 月 21 日)

2. 再発防止対策の実施状況の確認

再発防止対策の実施状況については、中国電力(株)から概ね 3 か月毎に定期的な報告を受け、その都度、松江市と合同で立入調査を実施して、その実施状況を確認してきた。

中電からの定期報告	立入調査月日
H19 年 8 月 9 日	H19 年 8 月 29 日、31 日
H19 年 11 月 13 日	H19 年 12 月 17 日、19 日
H20 年 3 月 13 日	H20 年 3 月 24 日
H20 年 6 月 6 日 (H20 年 3 月末現在)	H20 年 6 月 11 日

※保安規定を変更した場合は、その都度報告

(1) 原子力発電所に係る不適切な事案の処置状況

総点検により判明した不適切事案 29 件すべてについて、直接的な是正処置(再発防止)がとられていることを確認した。

(2) 再発防止対策の実施状況

平成 19 年度末までの実施状況について、4 回にわたって松江市と合同で立入調査を行い、行動計画に沿って再発防止対策が着実に実施されていることを確認した。

また、再発防止対策は、一部を除いて仕組みの構築が終わり、実施段階に入っていることを確認した。

・・・別表参照

3. 国の対応

- ・原子力安全・保安院は、保安検査の体制強化などをした「特別な保安検査」(3ヶ月毎に実施)において、中国電力の再発防止対策の実施状況を厳格に確認してきた。(H19 年 6 月 5 日開始)
- ・その結果、再発防止対策が行動計画どおり着実に実施され、かつその活動が自律的に行われていることが確認できたことから、「特別な保安検査」を終了した。(H20 年 3 月 21 日終了)
- ・今後は、安全文化及びコンプライアンスなど社員の意識変化に係る傾向分析などを含めた有効性評価に着目しつつ、原子力安全に関する企業文化及び組織風土の定着状況について、引き続き、保安検査等を通じ、厳格にフォローアップしていくこととしている。

(以上、H20 年 3 月 31 日 国が公表)

- ・なお、平成 20 年度第 1 回保安検査においては、再発防止対策が自律的かつ継続的に実施されていることを確認している。(H20 年 6 月 9 日～6 月 27 日)

4. 県の今後の対応

県としては、国の「特別な保安検査」が終了したこと、また、立入調査等により再発防止対策が行動計画どおりに着実に実施されていることを確認できたことから、今後の再発防止対策の実施状況については、安全協定に基づいて定期的(半年ごと)に報告を受ける「品質保証活動の実施状況」により、再発防止対策の定着状況や平成 20 年度も継続して実施する対策の実施状況の確認を行っていくこととする。

別表

中国電力（株）の原子力発電設備に関する主な再発防止対策

【全社共通】

件名	主な行動計画	実施時期
経営機構改革	<ul style="list-style-type: none"> ○会長は取締役会議長（経営の監視・監督を重点的に担う）、社長は業務執行の最高責任者とし、監督と執行の役割分担を明確化 ○取締役の任期短縮による経営責任の明確化など取締役会機能を強化 ○全社横断的な重要課題を担当する副社長の設置や執行役員制の導入により業務執行機能を強化 	H19年6月
企業倫理委員会の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○審議の客観性を高めるとともに、社外の識見を反映させるため、社外委員を1名から3名に増員 ○重要な法改正や社会情勢の変化を踏まえたコンプライアンス推進施策の策定に関する事項を審議事項に追加 ○審議の透明性を高めるため、審議概要を中国電力（株）HPで公開 	H19年6月
内部通報制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○より相談しやすい仕組みとするため、新たに社外（弁護士事務所）に企業倫理相談窓口を設置 	H19年7月
コンプライアンス*教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○専門家による講義形式の研修や審議形式の研修の導入など、経営層・事業所長等やグループ企業トップを対象とした研修を充実 ○各職場での効果的な研修等を行うため、コンプライアンス推進役（各事業所副所長クラス）への研修を充実 	H19年6月から

* コンプライアンス：法令の遵守を含めた『社会的要請への適応』

【原子力部門】

件名	主な行動計画	実施時期
①原子力品質マネジメントシステム*の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ○要領、手順書等の内容変更 ○文書体系の再構築 ○品質保証活動の総括組織の設置 	H18年10月 ～ H20年3月
②確実な予防保全の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○予防保全5カ年計画の策定 ○保守管理要員の教育訓練 	
③確実な不適合管理・是正処置・予防処置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○不適合管理（不具合の解消）、是正処置（再発防止）、予防保全（未然防止）を確実にを行うために、「不適合管理・是正措置基本要領」の制定、「不適合管理検討会」等の設置 	
④効果的なマネジメントレビュー*の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○社長に現場の状況を直接説明するマネジメントレビューに変更 ○内部監査の充実（注1） 	
⑤良好なコミュニケーションと明るい職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○経営層の現場への訪問 ○社内の情報共有ルールの明確化 ○安全文化醸成施策の実施（注2） 	
⑥各種教育・訓練の充実および技術伝承による人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○技術伝承施策（例：作業手順書にノウハウを記載）（注3） ○e-ラーニング*や法令遵守のための保安教育を実施 	
⑦調達*管理の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○調達管理要領・発注仕様書の見直し ○委託における検査業務の適正性を確保するためのルール設定 	
⑧国からの行政処分等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定の変更（原子炉主任技術者独立性の確保等） ○発電所における保安検査官のフリーアクセス* ○制御棒引き抜け等の報告義務化（注4） 	H19年5月～ H20年5月

* 原子力品質マネジメントシステム：社長をトップとして原子力発電所の安全を達成するための業務を明確にし、統括的に管理する仕組み。

* マネジメントレビュー：品質保証活動に関して社長へ定期的に報告し、評価を受ける改善活動

* e-ラーニング：パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行なうこと。

* 調達：工事若しくは製造の請負、物品等の取得若しくは賃借又は役務契約により、財又は役務の提供を受けることをいう。

* 保安検査官のフリーアクセス：検査官が電力会社の職員との同行なしで原子力施設の安全性を確認すること。

(注1)～(注4)：この一部については、平成20年度も引き続き継続して取り組む。(下表)

この継続する対策について、県は安全協定に基づいて定期的に報告を受け、その実施状況を確認していく。

継続実施の対策	実施済みの対策	継続実施の対策の内容
<p>(注1) 内部監査の充実のうち「自己評価制度導入の検討」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査のための人材の育成 ・監査部門と実施部門がそれぞれ内部監査を行う体制とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自己評価制度導入の検討」 <p>米国原子力発電所における自己評価活動内容を調査中。平成20年下期以降、自己評価計画を策定し試行的に実施する予定。自己評価制度の導入については、試行結果を評価した上で判断。</p>
<p>(注2) 安全文化醸成施策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から各種施策を実施しており、H20年3月に実施した原子力部門管理職対象のアンケート調査において、安全文化意識の向上が認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全文化醸成施策の実施」 <p>今年度は、原子力部門を対象とするアンケート調査で安全文化の醸成度合いに劣化傾向が見られないことを確認するとともに、年度活動の評価分析を実施し、必要な追加施策を次年度活動計画に反映する。</p>
<p>(注3) 技術継承施策のうち「力量の明確化」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術継承のため、作業手順書にノウハウを記載した。 ・「力量の明確化」の教育訓練項目は策定済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・「力量の明確化」 <p>今年度は、運用方法、教育内容について検討し、平成20年下期目途に運用を開始する予定。</p>
<p>(注4) 制御棒引き抜け等の報告義務化のうち「制御棒引き抜け防止のためのインターロックの追加」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報告のための「故障・トラブル対応資料」の修正済み ・引き抜け防止のための警報機能は設置済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・「インターロックの追加」 <p>制御棒引き抜け防止のための駆動用ポンプ停止のインターロック機能を1号機は28回定検(H21年度)、2号機は15回定検(平成20年9月開始予定)で設置する予定。</p>